

令和元年 第6回教育委員会会議録

令和元年6月28日（金）

甲州市教育委員会

第6回教育委員会 会議録

日 時 令和元年6月28日(金)(午後1時30分から)

場 所 甲州市役所1階 市民ギャラリー

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	保 坂 一 仁	職 務 代 理	古 屋 安 廣
委 員	荻 原 浩 洋	委 員	石 川 順 子

一 欠席した委員は次のとおりである。

委 員 矢 崎 秀 明

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	村 松 泰 彦	教育総務課 L	河 村 敬
生涯学習課長	辻 学	生涯学習課 L	武 井 一 弘
文化財課長	飯 島 泉	文化財課 L	廣 瀬 勝 正
指導主事	山 田 浩	教育総務課 L	清 水 修
事務担当	窪 川 はづき	傍聴人	1名

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第6号 甲州市学校再編審議会設置要綱制定について

議案第7号 甲州市PTA親子安全会加入事業補助金交付要綱制定について

議案第8号 令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について(名簿に関しては非公開)

報告第1号 学校再編に関わるアンケート結果の報告について

※ 開会前に全員で甲州市市民歌を斉唱

教育長

ただいまから、甲州市教育委員会6月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に古屋職務代理者を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

日程第2 議案第6号 甲州市学校再編審議会設置要綱制定について教育総務課長お願いします。

教育総務課長

議案第6号 甲州市学校再編審議会設置要綱制定についてご説明させていただきます。これにつきましては、6月の定例審議会におきまして甲州市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことを受けまして学校再編審議会の要綱を制定するものです。内容につきましてご説明いたします。まず第1条の目的及び設置です。少子化によりまして児童生徒数が減少する中で、小中学校の将来の適正規模、適正配置が維持できるように学校の再編等を審議するために設置するものです。所掌事務につきましては、あくまで教育委員会の諮問に応じて、調査審議をして答申するというものであります。調査内容ですけれども、学校の適正規模、適正配置に関すること。学校の統廃合に関すること。その他審議会で必要と認める事項という内容になっております。組織につきましては委員の人数は、12人以内ということにさせていただきました。その委員ですが、学識経験を有する者、地区関係者、教育関係者、その他教育委員会が適当と認める者とさせていただきます。任期につきましては、その審議が終了するまでということにさせていただきます。役員につきましては、会長を置き代表ということで選任をしていただくこととなります。会議につきましては、会長が招集し会長が議長となり、招集は教育委員会というような形になります。審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。また審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるということです。会長は必要があると認めたときには、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができるということもされます。基本的に会議は公開いたしますが、審議の支障があると認めたときにつきましては審議会に諮って非公開とするものです。守秘義務につきましては、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とさせていただきます。傍聴につきましては、甲州市教育委員会傍聴規則の規定を準用することといたします。会議の記録ですが、会議記録を作成し遅滞なくこれを公表するものとしたします。庶務につきましては、教育総務課内にて行います。この要綱に定めのないものについては、必要に応じて教育委員会が定めるという内容になっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

この件について、何か質問ございますでしょうか。

「なし」の声

教育長

なければ、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

なければ、この設置要綱についてお認めいただけるでしょうか。

職務代理者

12人という数については、他のこういう委員会もこれぐらいの数ですか。

教育総務課長

昨年先進地を視察いたしまして、その自治体がだいたいこれぐらいの人数でやっておりました。あまり多すぎると意見の集約がちょっと難しいということで、ちょうどいい人数がこれぐらい

ではないかというアドバイスをいただきました。

職務代理者

公開しながら住民の意見を聞きながらやっていく形でいいと思います。

教育長

そのほかございますでしょうか。

石川委員

審議会の設置するだいたいのスケジュールは決まっているのでしょうか。

教育総務課長

今からこの要件に合いました人選をさせていただきまして、次回の教育委員会に諮って決定をしていくという形をとっていきたいと思います。その後月1ペースくらいで審議会を開催していきたいと考えております。

教育長

細かい日程それから委員さんの事については、次回の教育委員会でお諮りするということです。そのほかございますでしょうか。

「なし」の声

教育長

続きまして、日程第2 議案第7号 甲州市PTA親子安全会加入事業補助金交付要綱制定について教育総務課長お願いいたします。

教育総務課長

議案第7号 甲州市PTA親子安全会加入事業補助金交付要綱制定についてご説明させていただきます。本市に在住する児童が本年度4月から山梨大学教育学部附属特別支援学校の中等部に進学しており、当校から親子安全会費の助成の申請がございました。現在親子安全会につきましては、甲州市校長会補助金として市立小中学校の児童生徒、この中には市外からの区域外通学者も含まれておりますけれども、この加入会費年額400円になるわけですが、5月1日現在の児童生徒数を乗じて算定した額を、山梨県PTA親子安全会に直接納付する形で補助金を納付しておりました。あくまで甲州市立小中学校に通う児童生徒というように行ってきたわけですが、山梨大学教育学部附属特別支援学校の中等部に通うお子さんについてもなんとかしてくれないかという話がございました。そこで近隣の市町村に聞きましたところ、甲府・山梨・笛吹においてもそれぞれ助成をしているということがございますので、今回この要綱を制定しまして山梨大学教育学部附属特別支援学校も対象とするという形をとらせていただきたいと思いますと考えています。現在のところ該当の1名のみでございますが、今後こういうケースが増えるのではないかとということで、ここで制定するものでございます。お願いいたします。

教育長

この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

荻原委員

これは今までには例はなかったのですか。

教育総務課等

ないです。

職務代理者

私立の小中学校に行く子どもについてはこういう動きはないですね。

教育総務課長

ないです。

教育長

ほかにもございますか。

「なし」の声

教育長

次に日程第2 議案第8号 令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について教育総務課長お願いいたします。

教育総務課長

議案第8号 令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてご説明いたします。昨年度の所得がここで決定をいたしまして、その所得に応じて要保護・準要保護の支給対象者の決定をするものでございます。4月1日認定に遡るわけですが、今年度当初の認定分ですが、申請が228件そのうち要保護が11件、準要保護が213件、認定を認められないものが4件という内訳でございます。そして5月1日認定分につきましては要保護1件で、合計しますと、今年度認定が229件の申請のうち要保護が11件、準要保護が214件、不認定が4件ということになってございます。本日該当者名簿をお配りさせていただいております。プライバシーに関することが記載されてございますので、この名簿につきましては委員会終了

後に回収をさせていただきます。また本日認定していただいた後に追加、あるいは修正取消し認定がございました場合には、教育委員会に諮らず教育長の決裁によって審査等の事務処理をさせていただきますと思いますのでご了承願いたいと思います。大変ページ数がございますので暫らくお時間をとりたいと思います。よろしく願いいたします。

教育長 それでは、要保護準要保護の認定についてでありますけれども、資料も厚く配られておりますのでちょっと時間を取りたいと思います。

荻原委員 昨年度に比べてかなり増えていますか。

教育総務課長 昨年度に比べて増えてはいないです、ほぼ横ばいです。

教育長 小学校でいうと9.44%なんです、昨年度が8.57%。中学校が11.50%、昨年度が13.57%で減っています。全体が10.19%ですので、昨年度が10.43%ですから0.24%減っていることになります。学校によってかなり差があります。少ないところだと3%ですし、多いところだと21%あります。中学校が少ないところで5%、多いところが13%です。

石川委員 要保護と準要保護がありますけれど、支給金額に差がありますか。同じように支払われるんですか。

教育長 違います。要保護者の場合には、修学旅行費と医療費まで市から支給されます。準要保護者の場合には、修学旅行費と医療費を除いたもの、学用品代、給食費。あとは新入生の場合の学用品。校外活動費。それから給食費は全部払われます。よろしいでしょうか。

石川委員 はいわかりました。

教育長 これは民生委員が関わっていますか。

教育総務課長 はい、準要保護に関しては内容によっては民生委員の証明書が添付される場合もあります。

教育長 他になにかございますか。

「なし」の声

教育長 次に日程第2 報告第1号 学校再編に関わるアンケート結果の報告について教育総務課長お願いいたします。

教育総務課長 日程第2 報告第1号 学校再編に関わるアンケート結果についてご報告いたします。5月の連休明けに学校の方に依頼をいたしましてアンケート調査を行いました。配布した家庭数につきましては1,762世帯、そのうち回答していただいたのは1,666世帯、回答率につきましては94.6%ということになります。アンケート結果でございます。見やすくグラフ化したものもございますが、最終頁に実数が載っております。相対的に言いますと、統合はやむを得ない積極的に統合すべきという数が、半数以上をしめているというような状況でございます。小規模校については統合すべきではないかというような意見がほとんどでございます。また、学区によってはほぼ同数くらいのところもございますが、統合はやむを得ないのではないかという意見が他の学区では過半数に達しているということです。問3の統合する場合の心配な点というところがございますけれど、大体どこの学校でも通学手段について心配をしているというような結果が出ております。統合してからの通学の手段、また学校までの距離ということもやはり心配の要件の中にはいるのかなと感じております。配慮してほしい点につきましても、やはり通学手段というのが一番多く答えがされております。当然統合しますと、学校は遠くなる家庭もございますのでその方達の通学の足の確保をするということが第一条件ではないかなとこのアンケートから受け取れるわけですが、もちろん通学の手だても、通学に対する手だてスクールバス等も含めてですけれども、そういうものも加味しなければ統合というのは難しいのかなと思います。小学校・中学校別、また中学校区別に集計したグラフもあります。10頁からですけれども、自由な意見欄というのがこちらにあります。いろいろなご

意見があると思うのですが、大体多いご意見が中学校はやむを得ないけれども小学校はなんとかしてほしい、という意見が自由意見欄の方には多かったものであります。この自由意見欄の最初の方は、統合はやむを得ないという方の自由欄になっておりまして、後半の部分には統合は避けてほしいというような方の自由意見欄、21頁から避けるべきという方のご意見です。これが小学校の部分でありまして、中学校につきましては、28頁からがやむを得ないというような方の意見で、34頁から避けるべきであるというような回答をした方の自由意見欄という形になっております。以上でございます。

教育長

この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育総務課長

このアンケート調査の結果は、審議会の検討資料の中に入れまして、審議会の方で審査の資料とさせていただきます。

教育長

それでは、再編に関わるアンケートにつきましてはゆっくりご覧いただき、また審議委員会の方でも議論をさせていただきますので、また教育委員会でもこの後教育委員の先生方にはご意見を承りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、提出された議案については以上になります。

それでは、次回 7月教育委員会は7月24日午前9時30分から、8月の定例教育委員会を、8月21日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 7月教育委員会は7月24日午前9時30分から、8月の定例教育委員会を8月21日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。